

春日井市

第二期重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年（2026年）3月

目次

第Ⅰ章 重層的支援体制整備事業実施計画	
1 重層的支援体制整備事業実施計画の背景と趣旨	2
2 重層的支援体制整備事業の目的	3
3 重層的支援体制整備事業実施計画の期間	3
第Ⅱ章 重層的支援体制整備事業を一体的に実施する体制整備の方法	5
第Ⅲ章 重層的支援体制整備事業の実施内容	19
第Ⅳ章 重層的支援体制整備事業の評価	
1 評価活動	23
2 推進体制（重層的支援会議と包括的支援推進会議）	24

第 I 章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業実施計画の策定の背景と趣旨

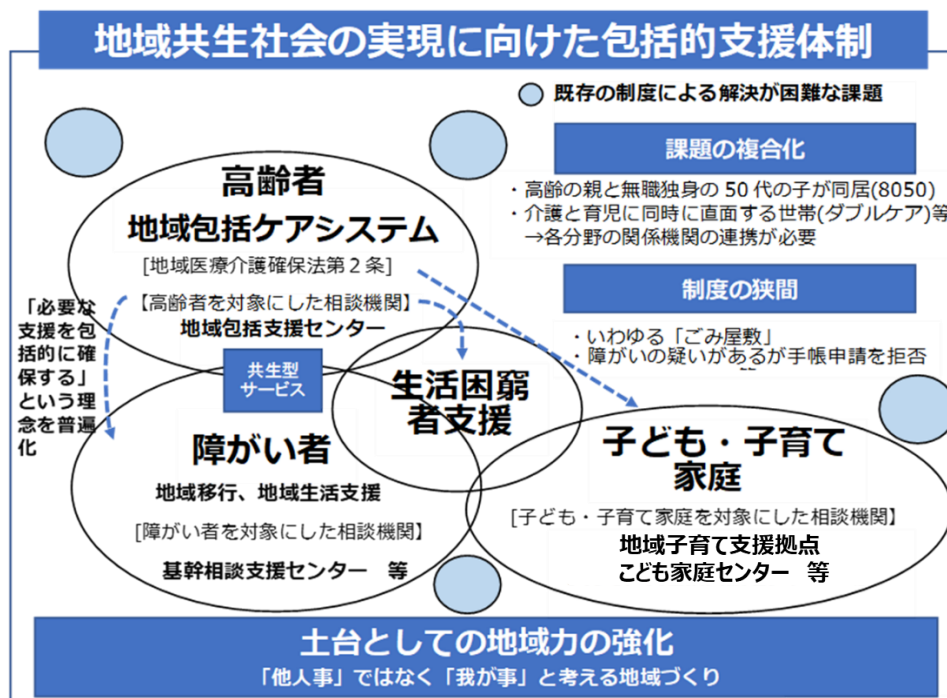
少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴い社会構造が変化しており、家族機能の低下や地域コミュニティのつながりが希薄化しています。また、福祉人材が不足する中で、住民の暮らしの基盤である地域コミュニティの持続が必要であり、地域福祉を推進することが重要です。

国においては、令和2年に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）（社会福祉法第106条の4）を創設して既存の高齢、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市では、春日井市地域共生プラン 2025（第5次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画）の基本理念「出会い つながり 支え合い みんな輝く やさしいまちづくり」とし、地域住民や活動団体、事業者、市、市社会福祉協議会など多様な人や機関の連携・協働により、地域共生社会の実現を目指すこととしています。また、令和4年度から重層事業を実施し、適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「重層事業実施計画」という。）を策定して提供体制に関する事項等について記載しています。

今回、令和3年3月に策定した重層事業実施計画を見直し、次の3点に着目して、令和8年度からの第二期重層事業実施計画として策定します。

- (1) 重層事業の開始以降に取り組んだ3つの開発的・重層的なプロジェクト
①フードドライブ事業、②ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業、
③孤独・孤立対策のプラットフォーム）を一層推進するための戦略的な実施計画。
- (2) 本市が独自に取り組んできた地域福祉包括化推進員による重層的支援の体制整備を評価するとともに、一層充実するための実施計画。
- (3) 令和5、6年度の行政組織改正を経て、第二段階となる重層事業の参加支援の総合的な事業展開を展望する実施計画。



(出典：厚生労働省 一部改変)

図1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

2 重層的支援体制整備事業の目的

重層事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民等との協働による包括的な相談支援と共生社会が求める社会参加の推進、住民主体の支え合い活動の体制を整備することが目的です。

重層事業のめざす地域を基盤とした包括的な支援体制の構築は、一方で、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものです。他方で、地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の多様な関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

3 第二期重層的支援体制整備事業実施計画の期間

本市では、第六次春日井市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化するために春日井市地域共生プランを策定しています。地域共生プランは、令和9年度に高齢者総合福祉計画と障がい者総合福祉計画を統合し、(仮称)総合福祉計画として6年ごとに改定するほか、半期の3年ごとに中間見直しを行います。

そのため、地域共生プランの計画統合を視野に入れ、第二期重層事業実施計画の

期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とします。なお、重層事業実施計画は、包括的な支援体制の整備や重層事業の実施状況を振り返り、関係機関を巻き込みながら、改善志向の評価（以下「評価活動」）を継続的に実施します。

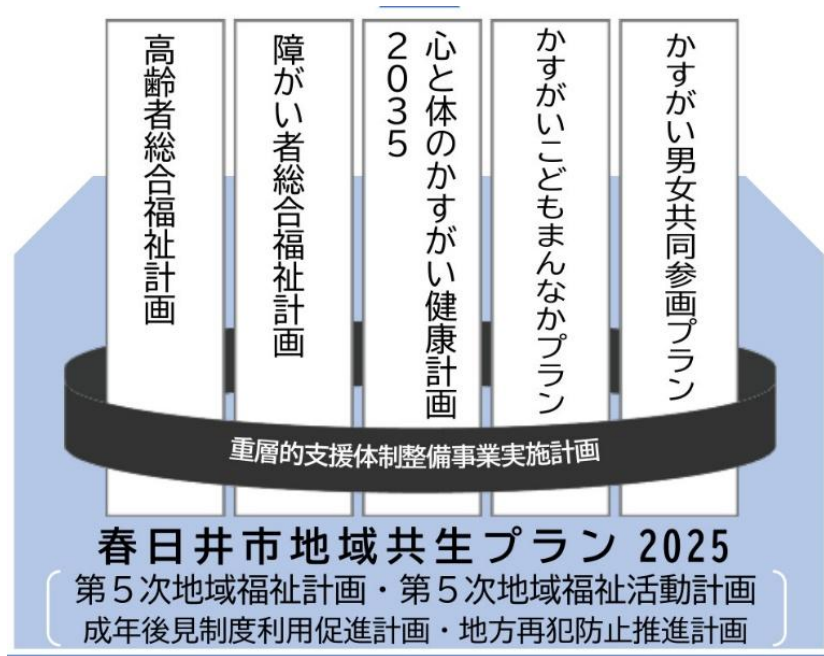


図2 関連計画との関係

第Ⅱ章 重層的支援体制整備事業を一体的に実施する体制整備の方法

本市の重層事業は、3つの方向性と7つの取り組みを一体的に実施することにより、地域を基盤とした包括的かつ重層的な支援体制の構築を推進します。

1 3つの方向性（A， B， C）と7つの取り組み（1から7）

- A これまでの既存制度の活用を推進する重層事業の展開
 - 1 地域共生推進の地域ケア会議の運営事業（相談支援と地域づくりの一体化）
 - 2 地域づくりと参加支援の一体的推進を担う生活支援体制整備事業（地域福祉コーディネーターの配置）
- B 新たな重層的支援の体制整備（市独自）の推進強化
 - 3 地域福祉包括化推進員による多機関協働事業等の推進
 - 4 地域支援研究会等の展開（支援者支援の場や多機関協働の研修機能）
- C 困窮、孤独・孤立の重層的な支援、参加の場づくり事業
 - 5 フードドライブ・ネットワーク事業（地域づくり事業の展開）
 - 6 ひきこもり状態にある人の支援と自立相談支援事業（参加支援事業の総合的な展開）
 - 7 孤独・孤立対策のプラットフォーム事業（参加支援と地域づくりの一体的推進）

本市の包括的かつ重層的な支援体制整備は、地域ケア会議の仕組みや生活支援体制整備事業の取り組みなど、これまでの制度と成果を基盤（A）として、本市独自の地域福祉の推進を担う人材配置や多機関協働の体制整備（B）が中核的な役割を担い、開発的・重層的なプロジェクト（C）を創出する重層的な構造としています。

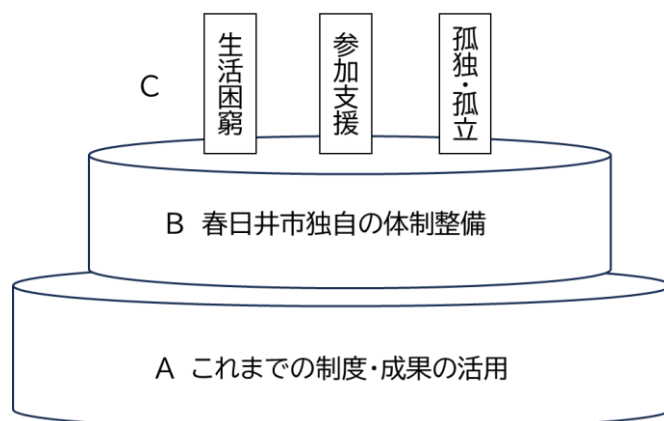


図3 重層的支援体制整備事業の構造図

2 3つの方向性と7つの取り組みの現状、自己評価（成果と課題）、今後の取り組み

A これまでの既存制度の活用を推進する重層事業の展開

1 地域共生推進の地域ケア会議の運営事業（相談支援と地域づくりの一体化）

高齢分野の個別課題から地域生活課題を抽出し、住民が主体的に課題解決を検討する地域ケア会議を共生型に発展させ、世代や属性を問わない相談支援と地域づくりを一体的に実施します。

【現状】

- (1) 地域包括支援センター（12 か所）を日常生活圏域（概ね中学校区）ごとに、総合調整と後方支援を担う基幹型地域包括支援センター（1 か所）を設置し、高齢者の包括的な相談支援のネットワークを構築しています。
- (2) 地域ケア会議には5つの機能（①個別課題の解決、②ネットワークの構築、③地域生活課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成）を有しており、地域ケア個別会議から地域包括ケア推進協議会までのボトムアップの仕組みがあります。
- (3) 地域福祉コーディネーターが認知症地域支援推進員を兼務しており、認知症施策と地域づくりを一体的に実施しています。

【自己評価（成果と課題）】

- (1)○ 令和4年度の重層事業の開始以降、地域包括支援センターの総合相談支援業務では、世帯全体を捉えた相談支援が実施されるようになりました。今後は、分野横断的で重層的な相談支援のネットワークの構築が必要です。
- (2)○ 日常生活圏域ごとに、住民が地域生活課題の共有と解決に向けた取り組みの蓄積があります。地域ケア会議の運営は地域包括支援センターが主導しており、高齢分野の地域生活課題の発見や資源開発、民間企業等との連携が進んでいます。
今後は、世代や属性を問わない地域ケア会議の運営や政策形成の機能が求められます。
- (3)▲ 令和6年度から認知症当事者の本人発信・参画支援を高齢者サロンや認知症カフェで試行的に実施しています。当事者が参画できる場や活動を広げることが必要です。

【今後取り組むこと】

- (1) 障がい者生活支援センターや自立支援相談コーナー（生活困窮者支援）、こども家庭センターなどの相談支援機関が地域ケア会議に参画し、多分野の

相談支援機関と地域の関係者が顔の見える関係を深め、相談支援と地域づくりを一体的に実施する機会や環境を整えます。

- (2) 地域ケア会議の仕組みを全世代に広げるため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「つながりづくりプラットフォーム」）と協働し、共生型の地域ケア会議の運営方法を確立し、市内に水平展開します。
- (3) 認知症高齢者や介護離職などの孤立状態にある人が参加できる多様な居場所や社会参加の機会を創出します。

2 地域づくりと参加支援の一体的推進を担う生活支援体制整備事業（地域福祉コーディネーターの配置）

平成 28 年度に市社会福祉協議会に第 2 層生活支援コーディネーター（令和 2 年から地域福祉コーディネーターに名称変更）を配置し、高齢者の介護予防や生活支援サービスなど支え合いの地域づくりを推進してきました。令和 6 年度には、地域活動の支援の対象を全世代に広げ、孤独・孤立対策を検討する場や世代・分野を超えた地域づくり人材の発掘。令和 7 年度には、地域福祉推進パートナー事業者登録制度や認知症当事者の本人発信など多様な主体が参画する地域づくりを推進しています。

【現状】

- (1) 属性や世代を超えた地域づくりや民間企業との協働の取組みが新たに創出されており、多様な主体が地域づくりに参画する場や機会が増えています。

住民主体サービスなど地域活動団体の推移（総合事業開始時との比較）

	平成 28 年度	令和 6 年度
住民主体サービス実施団体数（通いの場）	32 団体	131 団体
地域活動と民間企業との連携事例	—	8 事例
属性や世代を超えた地域活動団体数	—	15 事例

- (2) 令和 5 年度に孤独・孤立対策官民協働プラットフォーム推進事業（モデル事業）で、孤独・孤立を課題とし、地域活動団体や民生委員、NPO 法人などが集まり、関係性の構築や課題解決に向けた検討・共創を行う「つながりづくりプラットフォーム」を藤山台・岩成台地区に構築し、地域福祉コーディネーターと共同運営しています。

【自己評価（成果と課題）】

- (1)○ 高齢者の住民主体サービス実施団体は、順調に増加しており、介護予防や生活支援、いきがいつくりの活動が高齢者の身近な地域において着実に広がっています。その一方で、住民主体サービスの担い手が高齢化しており、次なる担い手の確保のほか、団体間の交流・情報発信や民間企業とのマッチングの機会を確保する必要があります。
- (2)○ つながりづくりプラットフォーム（令和 5 年度：東エリア、令和 7 年度：西エリア）が設置され、多様な地域活動団体や地縁組織、民間企業が地域生活課題を共有して解決を検討する場の運営が可能となっています。今後、つながりづくりプラットフォームを市内全域に水平展開する必要があります。

- (3)▲ 認知症高齢者や介護離職者、生活困窮者が地域活動に参加する機会が少なく、生きづらさを抱える当事者の多様な社会参加や居場所づくりを重点的に取り組む必要があります。

【今後取り組むこと】

- (1) 多世代交流や民間企業と協働した取組み等の地域活動を資源マップに作成し、SNS等で情報発信を行います。また、地域福祉推進パートナー事業者登録事業に参画する民間企業を積極的に募集し、地域活動団体と民間企業とのマッチングの機会を増やします。
- (2) 地域ケア会議とつながりづくりプラットフォームの運営体制や方法を見直し、地域住民や多様な主体が参画するプラットフォームを市内全域に構築し、運営します。
- (3) 地域包括支援センターや自立支援相談コーナー（生活困窮者支援）やこども家庭センター等と連携し、認知症高齢者やひきこもり、ヤングケアラー、ひとり親家庭などが参加できる多様な社会参加や居場所づくりを行います。

B 新たな重層的支援の体制整備（市独自）の推進強化

3 地域福祉包括化推進員による多機関協働事業等の推進

重層事業は、複合的な生活課題を抱える世帯に対する包括的な支援と地域住民等による地域福祉の推進を一体的かつ重層的に実施する体制を整備するものです。

既存の相談支援事業や地域づくりの取り組みを活用し、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働を図り、重層的で包括的な支援をコーディネートする地域福祉包括化推進員（社会福祉士、保健師等）を地域共生推進課に配置します。

地域福祉包括化推進員が多機関協働事業等（多機関協働、アウトリーチを通じた継続的支援、参加支援）の中核的な役割を担い、関係課や支援機関、地域住民等との各種会議への参画又は開催し、情報共有や役割分担、支援方法等を検討し、包括的な支援を行います。

【現状】

- (1) 相談支援・参加支援・地域づくりの3つ支援を一体的に実施する体制整備を推進するため、地域福祉包括化推進員を地域共生推進課に配置。

（令和4年：2名、令和5年：3.5名、令和6年：3名、令和7年：4名）

- (2) 複合化・複雑化する生活課題を有する世帯を包括的に支援するため、支援会議や重層的支援会議を開催し、多機関協働によるチーム支援を行っています。

支援会議件数	15件（令和6年度）
検討内容	精神疾患や障がい、介護、難病、8050世帯、ヤングケアラー、支援拒否など、複合化した課題を有する世帯

- (3) 民生委員・児童委員や地域食堂等の食を通じた地域活動団体、つながりづくりプラットフォーム参加団体等と連携し、地域の中で困り事のある人に気づき、支援を必要とする人を早期に発見する体制づくりに取り組んでいます。

【自己評価（成果と課題）】

- (1)○ 地域福祉包括化推進員は、多機関協働を推進するため、参加者同士の対話を促進し、合意形成とチーム支援に導くコーディネーター役であるという理解が関係者の中で浸透しつつあります。
- (2)○ 個人の生活を地域で支える相談支援アプローチと、個人を支える地域を創る地域づくりアプローチの両観点を持ち合わせて、支援会議を実施することができています。
- (3)▲ 民生委員・児童委員が困り事のある心配な世帯に気づき、地域福祉包括化推進員に相談が持ち込まれており、アウトリーチ等による継続的な支援体制の構築が必要です。（令和6年度 民生委員からの相談件数4件）

【今後取り組むこと】

- (1) 高齢・障がい・子ども・困窮の各分野が、世帯全体の自立を包括的に支援できるよう、効果的に支援会議を運営し、支援機関同士の連携と庁内連携を推進します。
- (2) 制度福祉と地域福祉の協働を促進するため、地域食堂や居場所づくりの活動団体等も参画する（重層的）支援会議を開催します。
- (3) 支援会議などを活用し、相談支援機関や地域の事業者、地域住民が連携してアウトリーチ等、継続的に伴走する支援体制を検討します。

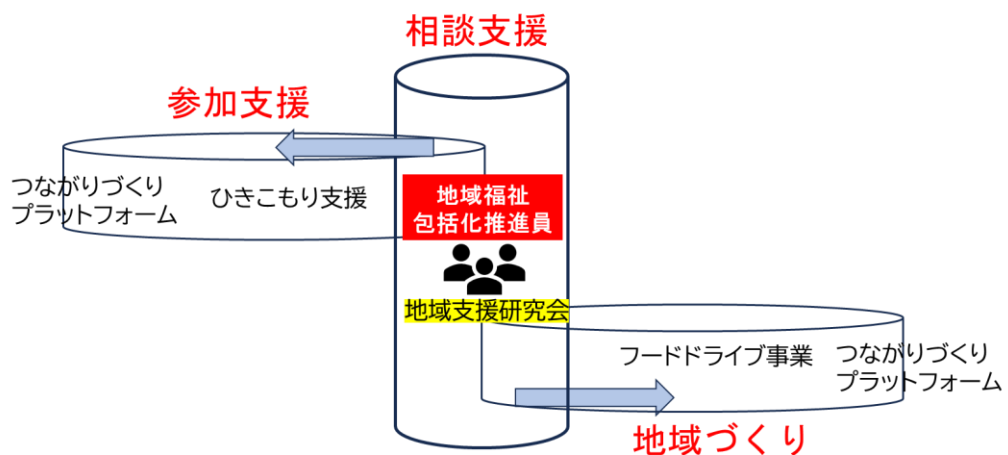


図4 相談支援の2つの重層化の関係図

4 地域支援研究会等の展開（支援者支援の場や多機関協働の研修機能）

地域支援研究会(令和2年11月設置)は、行政と民間の相談支援機関の実務者で構成され、地域支援に求められる能力開発と包括的な支援体制を検討する研究会として、行政関係課(7課)と民間相談支援機関(10機関)が参画する官民協働の取り組みです。

また、地域支援研究会は、包括的な支援を担う人材の育成や支援関係機関の機能強化など、支援者支援の機能を有しています。

本市の特徴の一つである、社会福祉士や保健師などの専門職を市役所や相談支援機関に多数配置している強みを最大限に活かすため、多機関協働による包括的な相談支援を基軸としながら、参加支援や地域づくりの重層的な支援をめざします。

【現状】

(1) 地域支援研究会（官民協働）

(ア) 庁内外の相談支援や地域支援を担う多分野の専門職が、地域共生社会の実現に向け検討する官民協働の場「地域支援研究会」を運営。

(イ) 令和2年度から令和5年度は、包括的相談支援・多機関協働・地域づくりに向けた支援に関する人材育成研修プログラムを開発し、研修会の企画運営。

(ウ) 令和6年度から令和7年度は、属性や世代を超えた地域生活課題の把握と解決に向けた試行的な取り組みの検討。

(2) 多機関協働の専門職合同研修会（人材育成）

令和3年度から、相談支援を担う専門職を対象に、①属性を問わない相談支援、②多機関協働、③地域づくりに向けた支援の3部構成の研修会を開催。

(令和7年度時点の合同研修会延べ受講者数：154名)

(3) 孤独・孤立対策庁内連携会議（庁内連携）

孤独・孤立の状態にある人の生活課題が深刻化する前に、予防的かつ重層的に支援するため、市民からの生活に関する相談窓口と孤独・孤立になり得るライフイベントに伴う手続き窓口が連携して対応する体制の検討。

(令和5年度：1回、令和6年度2回、令和7年度：2回)

【自己評価（成果と課題）】

(1)○ 地域支援研究会の参加者が、地域福祉や重層的支援を学ぶ場として機能しています。地域共生社会をつくる2つのアプローチ(当事者主体の参加支援のアプローチと住民主体の地域づくりのアプローチ)を学び、相談支援・参加支援・地域づくりの3つの支援を一体的に実践できる仕組みを検討しています。

- (2)▲ 参加支援事業の事例を積み上げ、既存制度や取組みでは、対応できない本人のニーズを把握し、多様な居場所や社会参加のメニューを開発する必要があります。
- (3)○ 包括的相談支援を担う専門職が合同研修会に参加し、研修修了者の中から講師を養成するなど、相談支援のスキルアップと支援者間の関係性を深める機会となっています。
- (4)▲ 相談支援と地域づくりの専門職が、それぞれの支援アプローチから孤立しない地域づくりや社会参加のための協働ができるよう、地域づくりの研修プログラムの見直しが必要です。
- (5)▲ 自殺、ひきこもり、DVなど社会的孤立を背景とする問題について、関係各課が現状や対策を共有する場として機能していますが、具体的な取り組みや実践への還元が十分にできていません。

【今後取り組むこと】

- (1) 地域支援研究会では、現場の実践的な課題から研究テーマを設定し、多様な社会参加や地域づくりの視点を持った重層的な支援体制づくりを検討します。
- (2) こどもや困窮分野の支援者が研修会に参加できるよう促します。また、地域支援研究会で検討した内容を踏まえて、多機関協働の専門職合同研修会のプログラムを見直します。
- (3) 孤独・孤立対策庁内連携会議の各委員が、ライフイベントの手続きや相談などで市民に接する際に、生活困窮や社会的孤立に至る背景を理解し、連携した対応ができるよう、各委員が主体的に検討できるテーマの設定や効果的な会議運営を行います。
- (4) 市役所に配置する社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉の専門職について、今後のあるべき姿や人材育成方針の策定に向けた検討を行います。

C 困窮、孤独・孤立の重層的な支援、参加の場づくり事業

次の3つの事業は、重層事業の開始以降、これまでの既存制度の事業やそこから生まれた地域福祉の人材との連携・協働を図り、重層的な支援体制の整備を進める中で見出された、3つのリーディング事業です。また、このリーディング事業を総合的に展開することで、支援関係機関相互間の連携を促進します。

5 フードドライブ・ネットワーク事業（地域づくり事業の展開）

【現状】

- (1) 事業に参画する地域活動団体同士が情報交換や相互関係を深めて、企業からの寄付の回収・分配の仕組みづくりを話し合っています。（民協協働）

参画団体数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
32団体	36団体	41団体

参画団体の活動内容（複数の内容を実施する活動団体は、それぞれに計上）

内容	種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食事の提供	こども食堂・地域食堂	21団体	24団体	28団体
食品の配付	フードパントリー	12団体	12団体	12団体
食品の回収	フードドライブ	5団体	5団体	6団体
食品の保管と配分	フードバンク	2団体	2団体	2団体
その他		3団体	4団体	4団体

その他：無料学習塾、駄菓子屋など

企業からの寄付件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
7件	8件	11件

- (2) 食品ロス対策で、環境部（ごみ減量推進課）との協働。（庁内連携）
協働の取組：制度の設計、消費者生活展での啓発、令和5、6年度ネットワーク連絡会（以下、連絡会）への参画。
- (3) こども未来部（こども家庭支援課、子育て推進課）と自立支援相談コーナーが連絡会に参画したり、第6部研修で地域福祉活動（3団体）から学んでいます。（制度福祉と地域福祉の連携）

【自己評価（成果と課題）】

- (1)▲ 食を通じた地域活動団体同士のネットワークづくりに寄与していますが、社会福祉法人などの参画に至っていません。また、個々の団体が一時保管する場所を確保することは困難であるため、ハブ的な機能を有する食品の一時保管場所の確保が求められています。

(2)○ 福祉以外の部局と食品ロス対策や地域づくりをテーマとした庁内連携が可能です。

(3)○ 生活困窮者や社会的孤立状態になる人を支援する庁内各課や相談支援機関が地域活動団体から学び、支援が必要な人に情報を届けたり、活動への参加を促す必要があります。

【今後取り組むこと】

(1) 地域活動団体と企業が意見交換や協働する機会を確保します。また、社会福祉法人等に事業への参画を働きかけ民民協働による地域づくりの意識醸成と団体間の相互支援を強化します。

(2) 食品の回収場所やイベントなどによる啓発活動を通じ、環境部や産業部など分野横断的な庁内連携の強化を図ります。

(3) 相談支援機関と地域活動団体が顔の見える関係づくりを行い、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげる仕組みを検討します。

6 ひきこもり状態にある人の支援と自立相談支援事業（参加支援事業の総合的な展開）

【現状】

- (1) チラシ・ホームページ・民生委員等への呼びかけにより、自立支援相談コーナーに新規のひきこもり相談が増加しています。（ニーズ把握）

令和6年度	令和7年度（1月時点）
14件	36件

- (2) ひきこもり状態にある人が継続して通うことができる場や、地域の中で役割を持って参加できる活動の機会が生まれつつあります。（多様な居場所）
（具体的な取組み） 商店街のイベントに清掃のボランティアへの参加
- (3) ひきこもり状態にある人の状態に合わせ、社会参加のきっかけとなる具体的な支援メニューが創出され始めています。（社会参加の支援メニューの開発）
（具体的な取組み） 駄菓子不值札貼り、カフェ厨房でのパン作り

【自己評価（成果と課題）】

- (1)○ 世代・属性を問わず、ひきこもり状態にある人の相談に対応できています。
一方で、個別性の高い本人のニーズに対し、有効な支援メニューの提供や活動に至る件数は少ない状況です。
- (2)▲ ひきこもり状態にある人が、役割を持って活動できる地域の居場所や社会参加の場の把握が不十分です。具体的な支援に繋げるためには、既存の居場所や活動を知り、見える化する必要があります。
- (3)▲ 仲間づくりを目的とする交流の機会を創出できていないため、有効な支援メニューを検討・開発する協議の場が必要です。

【今後取り組むこと】

- (1) 既存の支援制度の狭間にある潜在的なニーズを調査・把握するため、学校、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター等に対してニーズ調査を実施します。
- (2) ひきこもり状態にある人やその家族に必要な情報を届けるためには、地域の多様な居場所を調査・可視化（リスト化など）します。
- (3) 社会参加を支援する資源の開発や支援メニューを検討するため、多様な関係機関が参画する会議（重層的支援会議、支援調整会議、地域支援研究会など）を開催します。

7 孤独・孤立対策のプラットフォーム事業（参加支援と地域づくりの一体的推進）

【現状】

- (1) 居場所や交流活動を行う団体や多分野の NPO 法人、民間企業、相談支援機関など、地域の多様な主体が参加する「つながりづくりプラットフォーム」を、令和 5 年度に東エリア、令和 7 年度に西エリアで設置し、地域福祉コーディネーターと共同運営しています。（地域づくり×相談支援）
- (2) つながりづくりプラットフォームは、参加する団体と企業、住民が出会い、学び合う中で、新たなアイデアや活動が生まれており、関係づくりと共創の場として機能しています。（民民協働）
参加団体数 東エリア 33 団体、西エリア 36 団体（令和 8 年 3 月現在）
（連携した活動事例）
地域食堂と UR 都市機構が協働して、地域での交流のイベントを開催
- (3) 困った時の相談窓口リーフレットを作成し、公共施設や市民に身近な場所（こども食堂、クリニック、薬局、理美容室、スーパーなど）に配布し、生活動線上で相談窓口の情報にアクセスできる環境づくりをしています。（官民協働）

【自己評価（成果と課題）】

- (1)▲ 相談支援機関が把握する地域生活課題をつながりづくりプラットフォームで話し合い、参加団体が地域生活課題の解決に向けた取組みを検討する機会を作る必要があります。
- (2)○ つながりづくりプラットフォーム参加団体の間で新たなつながりが生まれ、団体が協働した取組み事例が創出されています。今後、市内全域につながりづくりプラットフォームを構築する必要があります。
- (3)▲ 社会的に孤立した状態にある人に気づき・声かけ・つなぐ視点を持つ地域の人材を、さまざまな業種へ拡大する必要があります。

【今後取り組むこと】

- (1) 地域ケア会議のこれまでの蓄積を活用し、地域包括支援センター等と協働しながら、世代や属性を問わないつながりづくりプラットフォームに発展させます。また、当事者やこども、障がい分野などの相談支援機関がつながりづくりプラットフォームに参加できるよう、所管課や法人に対して参画を呼びかけます。
- (2) 異なる分野の団体や企業と地域住民が出会い、学びを共有できるテーマを設定します。また、地域福祉コーディネーターと共同で、つながりづくりプラットフォームの成熟度に応じた運営を模索します。

- (3) つながりづくりプラットフォームやフードドライブ事業に参画する金融機関やコンビニエンスストア、飲食店など、生活動線上にある団体・企業と連携し、地域の身近な場所で生活困窮や社会的に孤立した状態にある人を発見できる環境を整えます。また、人と人、人と地域をつなげる「つながりサポーター」を養成します。

第三章 重層的支援体制整備事業の実施内容

重層事業は、①包括的相談支援事業、②地域づくり事業、③参加支援事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業の5つの事業で構成されて、それらの事業を一体的に実施し、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すものです。本市では、それぞれの事業について、次のように取り組みます。

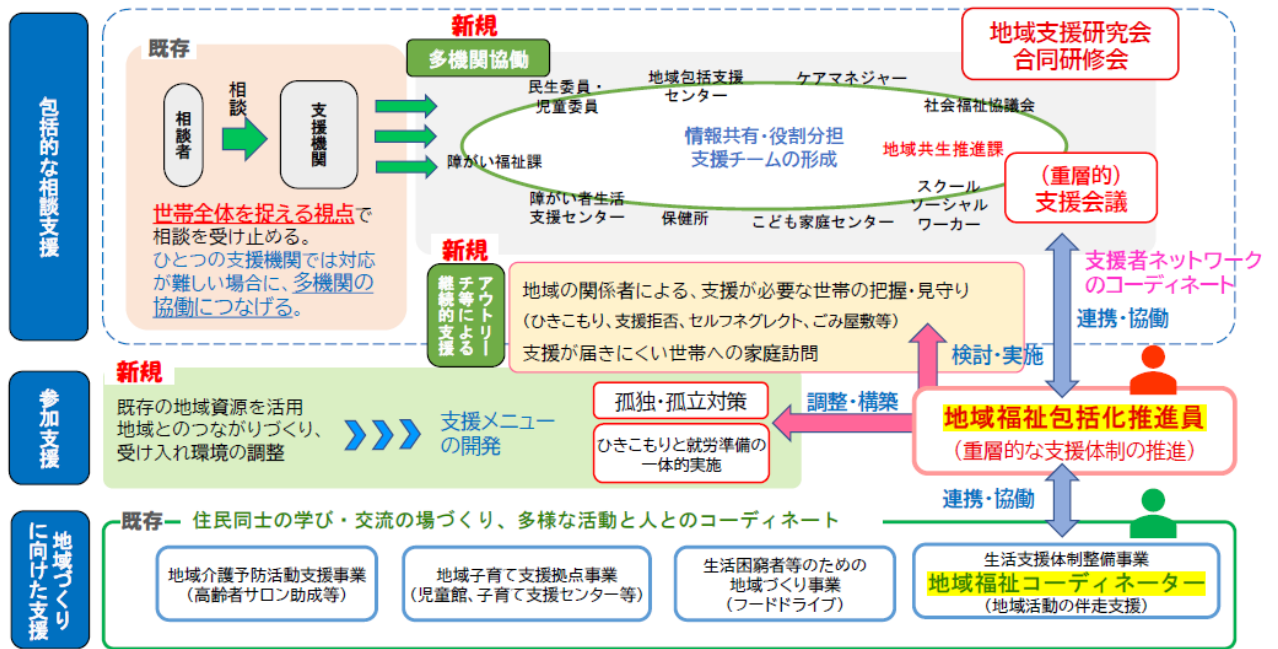


図5 重層的支援体制整備事業の構成

1 包括的相談支援事業

本事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性に関わらず包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間問題には、関係機関や地域住民等と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

対象事業	事業内容	既存の対象者	担当課
地域包括支援センター運営事業	高齢者等からの総合的な相談に応じ、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域の介護支援専門員への支援などを行う。	高齢者とその家族	地域共生推進課
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期	障がい者とその家族等	障がい福祉課

	発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。		
利用者支援事業	<p>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、きめ細やかな支援と関係機関との連絡調整を実施する。</p> <p>(1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握する。 (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う。 (3) 支援プランの作成を行う。 (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。</p>	妊産婦及び子育て家庭の親とその子ども	こども家庭支援課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を一体的かつ計画的に行う。	生活に困窮する者やその恐れのあるもの	地域共生推進課

2 地域づくり事業

本事業は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

対象事業	事業内容	既存の対象者	担当課
地域介護予防活動事業	住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣する。	高齢者	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	地域福祉アドバイザーと地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民や企業等が協働する地域活動づくりを支援する。	高齢者と地域活動者	地域共生推進課
地域活動支援センター機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、精神障がいに対する理解促進を図るための啓発等を行う。	障がい者	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	子育て家庭の親とその子ども	子育て推進課、保育課

	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） (5) 地域支援		
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	(1) 地域づくりの担い手が食に関する地域課題を共有してつながるネットワーク会議の開催。 (2) 民生委員の活動を補佐する民生委員協力員を設置し、民生委員活動をサポートする体制を構築する。	—	(1) 地域共生推進課 (2) 福祉政策課

3 参加支援事業

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者が抱える複合的な生活課題を把握し、地域社会とのつながりを再構築して、社会参加するために、対象者の状態に合った支援メニューをつくります。

また、対象者が地域社会とのつながりを継続できるよう、定期的に訪問するなどフォローアップを行います。また、既存の福祉サービスを実施する事例や社会福祉法人による地域の公益的な取組との連携を図り、狭間のニーズへも働きかけます。

事業内容	既存の支援では、対応できない個別性の高いニーズに対応する居場所や取組を創り出し、人や地域とのつながりづくりを支援する。 また、既存の社会資源の活用方法の拡充や支援ニーズとのマッチングを行い、多様な社会参加の環境を整備する。 (1) 相談受付、プラン作成 (2) 資源開発、マッチング (3) 定着支援、フォローアップ (4) 福祉サービスや公益性な取組との連携
支援対象者	重層的支援会議で参加支援が必要と判断された人
担当課	地域共生推進課

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本事業は、長期のひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を行います。

また、信頼関係の形成が図られ、支援の同意が得られた場合は多機関協働事業に移行します。

事業内容	課題解決に向けての十分な支援が届いていない対象者に対して、支援を継続的に実施するとともに、信頼関係を構築する。 (1) 関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等との連携を通じた情報収集 (2) 事前調整（必要に応じて支援会議を開催） (3) 家庭訪問、同行支援
支援対象者	複雑で複合的な生活課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な世帯、制度の狭間にある世帯
担当課	地域共生推進課

5 多機関協働事業

本事業は、主に支援者を支援する役割を担う事業です。既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を行います。支援関係者がチームを形成して、重層的支援会議等で情報共有や役割分担、支援の方向性の整理を行い、包括的な支援体制を構築できるよう支援するものです。

事業内容	本事業は体制整備事業の中核を担う役割があり、市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 (1) 相談受付 (2) 世帯全体のアセスメント (3) 支援プランの作成 (4) 重層的支援会議の開催 (5) 支援状況の進捗管理 (6) 支援の評価
支援対象者	複合的な支援ニーズを抱える世帯、支援関係者
担当課	地域共生推進課

第IV章 重層的支援体制整備事業の評価

1 評価活動

重層事業は、既存の相談支援体制や地域づくりの取り組み、重層事業の実施状況や体制整備の進捗などを振り返り、改善志向の評価活動が不可欠です。また、国の動向や他市の取組みを比較しながら、本市の強みを活かした包括的な支援体制づくりが求められます。そのため、学識経験者の助言を受け、スーパービジョンによる事業の評価と人材育成を一体的に実施します。

評価活動では、系統性のある振り返りの過程に関係機関が参加することにより、当事者意識が形成され、相談支援や地域づくりなどへの還元を図ります。これらの評価活動を通じた関係性の構築や気づきを重層事業実施計画の進行管理に活用することが大切です。

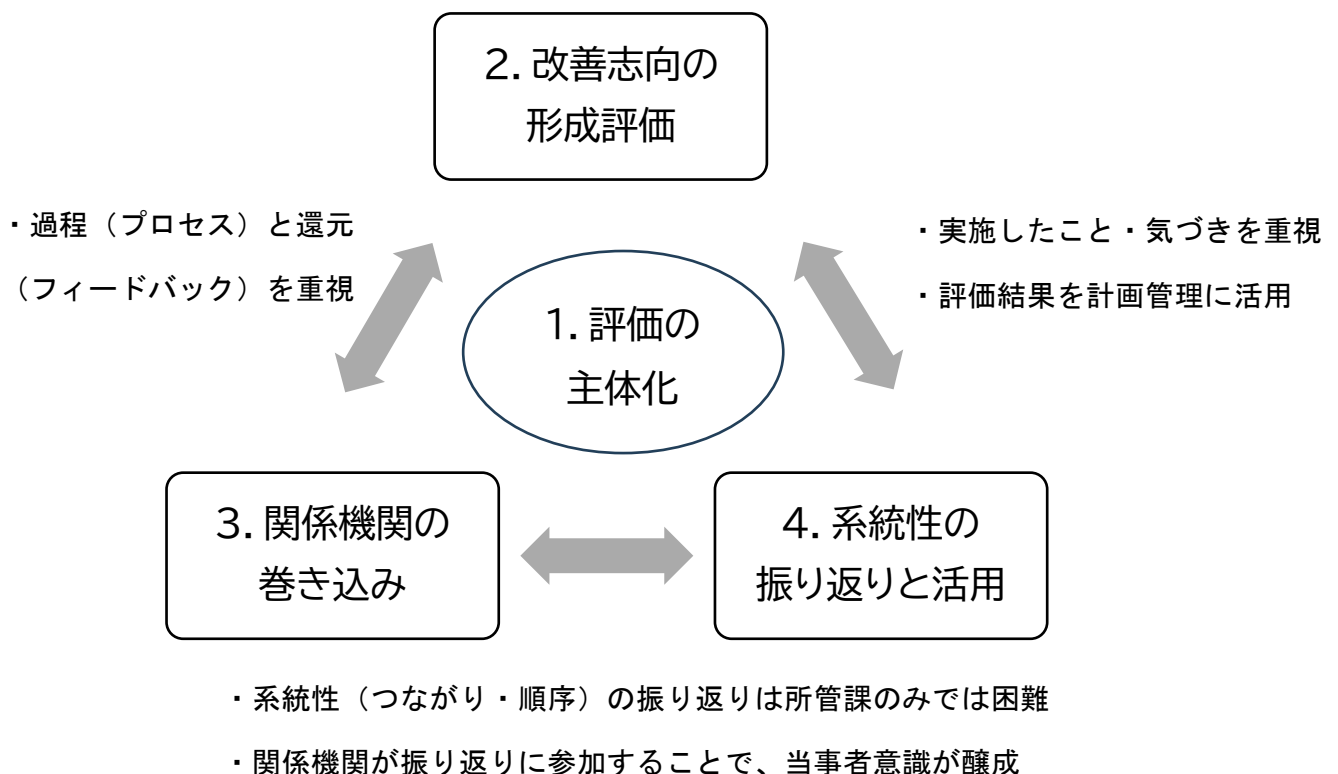


図6 評価活動における好循環

（出典：『重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ - 所管課エンパワメント・ガイドブック』一部改変）

2 推進体制（重層的支援会議と包括的支援推進会議）

ア 重層的支援会議

目的	体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催。関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・連携して、チーム支援できるように会議を運営する。
内容	支援事例の情報共有やケース検討、関係機関との役割分担・連携、地域資源の開発に向けた検討
構成員	地域福祉包括化推進員、関係各課、関係機関、地域住民等
開催時期	随時開催

イ 包括的支援推進会議

目的	体制整備事業が適正に運営されるために開催する。
内容	各事業の実施状況の確認、評価、施策の見直し、庁内連携による推進体制の構築
構成員	子育て推進課、こども家庭支援課、保育課、福祉政策課、地域共生推進課、障がい福祉課、市社会福祉協議会
実施回数	年2回

包括的支援推進会議で重層事業の進捗状況の管理を行うとともに、課題に応じて必要な検討部会を設置し、世代や属性を問わない取り組みや各事業を一体的に行うための事業化や予算を検討します。

包括的支援推進会議 開催スケジュール(イメージ)

